

行 橋

基本構想

第1章 行橋市の将来都市像

第2章 施策の大綱

第3章 新しいまちづくりの基本指標

1. 将来都市像

将来都市像は、本市が今後10年間にわたって目指していく目標イメージを示すものです。また、これからのかまちづくりに向けて市民参画の共通認識を形成するための象徴となることが期待されるものです。

「行橋市の現状」でとりまとめた本市の立地特性や市民ニーズ、まちの特色等を踏まえるとともに、市民が強く願う「安全・安心のまちの実現」をこれから全てのまちづくりの基調とします。また、豊かな自然の中で、農業・漁業の多様な特産物に恵まれていることや特色ある地域文化・歴史文化に囲まれていること等を生かして**「魅力いっぱいのゆくはし」**の実現を目指します。さらに、全国でも有数の産業集積地域の中央に位置する立地特性や恵まれた広域交通条件等を生かして、我が国はもとよりアジアを中心とする世界を視野に入れた**「人・物・情報が集まり賑わう活力あるゆくはし」**の実現を目指します。このような本市が目指していく目標イメージを踏まえ、本市の将来都市像を次のとおり設定します。

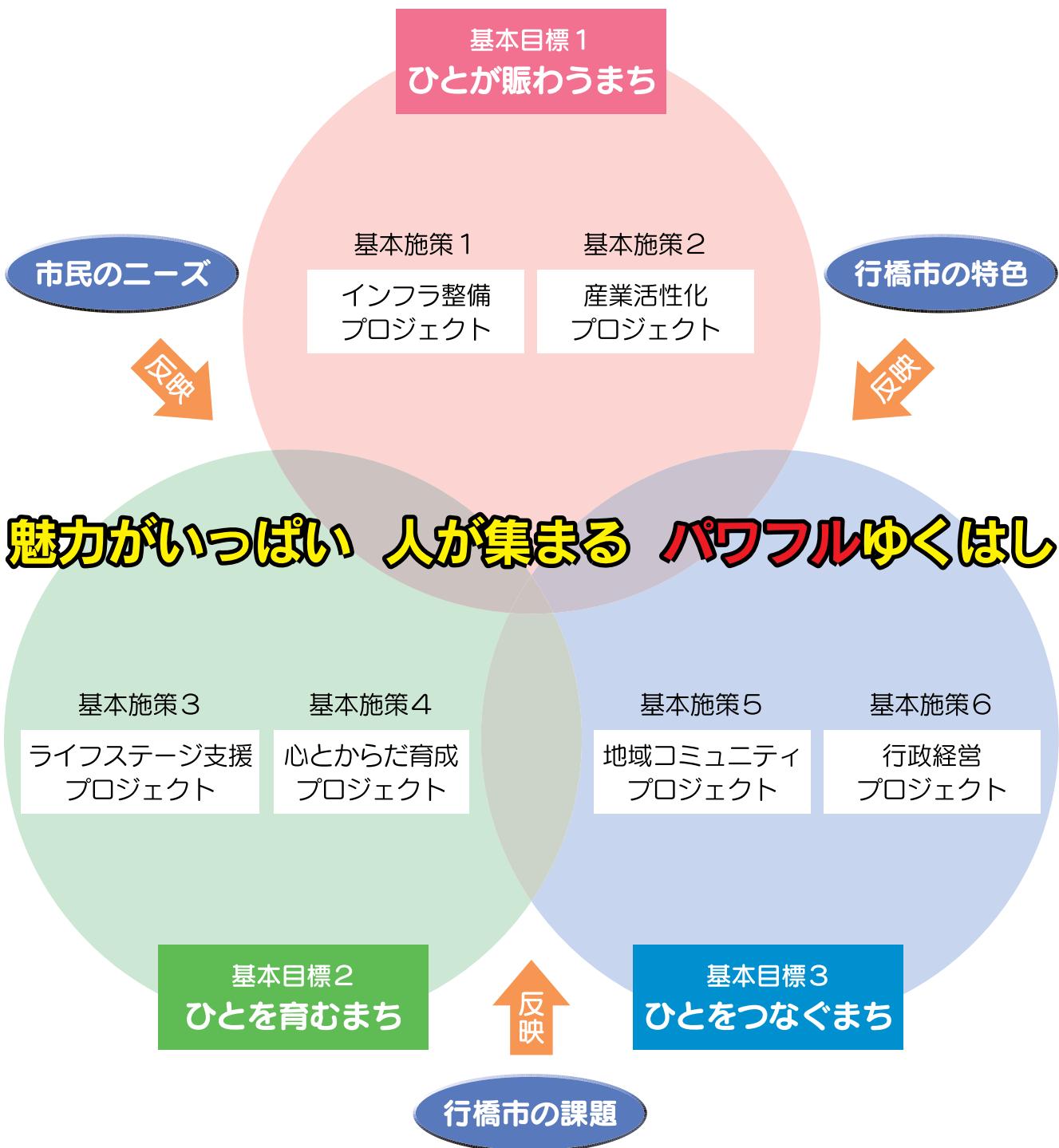
＜行橋市の将来都市像＞

**魅力がいっぱい
人が集まる
パワフル ゆくはし**

2. まちづくりの基本目標

行橋市の将来都市像「魅力がいっぱい人が集まるパワフルゆくはし」を実現するため、次のとおり3つの基本目標、6つの基本施策を定めます。

＜まちづくりの基本目標設定図＞



基本目標1**ひとが賑わうまち**

まちの都市基盤、道路交通基盤など交流と定住を支える生活基盤づくりを進めるとともに、全国的に有数の工業集積地域の中央に位置する立地条件を生かして、我が国はもとより、アジアを中心とする世界を視野に入れた産業振興に努め、人・物・情報が集まり交流する賑わいのあるまちづくりを行います。

このため、次の2つの基本施策テーマを設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

[基本施策1] インフラ整備プロジェクト

[基本施策2] 産業活性化プロジェクト

基本目標2**ひとを育むまち**

市民アンケートで特に30代以下の若年層に高率で第1位の支持を得た「子育て・教育のまちづくり」に重点的に取り組むとともに、それぞれのライフステージに応じた福祉サービス、生涯学習、生涯スポーツの推進や地域文化芸術活動の機会の充実等に努め、心豊かでやすらぎのあるまちづくりを行います。

このため、次の2つの基本施策テーマを設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

[基本施策3] ライフステージ支援プロジェクト

[基本施策4] 心とからだ育成プロジェクト

基本目標3**ひとをつなぐまち**

市民ニーズや地域の課題が多様化する中、魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民と行政がともに知恵と力を合わせることが重要です。

個人や自治会、校区等を単位とするコミュニティ活動や自主的なボランティア活動等の一層の充実を促すとともに、行政としても一層の市民参加の推進を図るしくみづくりや絶えざる行財政改革を進めて、将来にわたって持続可能なまちづくりを行います。

このため、次の2つの基本施策テーマを設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

[基本施策5] 地域コミュニティプロジェクト

[基本施策6] 行政経営プロジェクト

3. 本計画の実現に向けての地域経営の姿勢

市の将来都市像及びまちづくりの基本目標の達成に向け、次のことを地域経営の姿勢とします。

地域経営の姿勢 1

新たな公共を共に担う市民と行政の連携

地域福祉を維持し、かつ発展させるため、新たな公共の領域を担う市民、校区まちづくり団体、ボランティア団体、NPO等と連携し、その活力を生かした地域経営に努めます。また、これら団体等との情報を共有化し、その活力を最大限発揮できる環境づくりに努めることで、サービスが広く地域に循環する地域経営に努めます。

地域経営の姿勢 1

計画推進体制の強化

本計画を効率的・効果的に進めるため、目標管理や進捗管理などマネジメントサイクルを確立し、その成果を市民と共有できる地域経営に努めます。また、分野を越えた一体的な施策を展開し、財政運営と連携した施策の選択と集中、優先化を図ることで、相乗効果、波及効果を生み出す地域経営に努めます。

地域経営の姿勢 1

行財政基盤の確立

本計画の実現の可能性を高めるため、組織機構や受益と負担を見直し、最適な政策手段の選択を効率化するため行財政改革を推進し、持続可能な行財政基盤の確立に努めます。また、市職員の計画的な人材育成と適正な人事評価、特性に応じた人事配置を図ることで、少数精鋭の能力集団体制の確立に努めます。

「まちづくりの基本目標」の達成を図るために定めた6つの基本施策ごとに、今後、展開すべき施策の方向を次のとおり定めます。

第5次行橋市総合計画施策の体系図



1. インフラ整備プロジェクト

<適正な土地利用の推進と住環境の充実>

地域の自然的、社会的特性に配慮して、適切な土地利用の推進を図ります。また、市営住宅の計画的な建替・改善や既成市街地の密集状況の改善、適切な開発誘導等を進め、良好な居住環境の形成に努めます。

<公園の整備と景観・自然環境の保全>

公園については、総合公園の整備を計画的に進めるほか既存公園の適切な維持管理に努めます。行橋市景観まちづくり条例等に基づき良好な都市景観の形成に取り組みます。また水と緑に包まれた豊かな自然環境を誇るまちとして環境の保全と創造に向けた多様な施策の推進を図ります。

<道路の整備・公共交通の充実>

東九州自動車道や国道201号バイパス整備等は全線開通に向けて引き続き関係機関に働きかけていきます。併せてスマートインターチェンジによる一般道路と東九州自動車道との連結の円滑化を図ります。また、歩道整備や都市計画道路の整備等に取り組んでいきます。公共交通については、鉄道・路線バス等公共交通手段の維持・確保に努めます。

<エネルギー対策の推進>

国のエネルギー政策の方向等も見据えつつ、地球温暖化防止対策としての地域省エネルギー対策や自然エネルギーを活用した新エネルギーの導入・利用促進に向けて、市民や事業者への情報提供や導入促進のための支援制度の充実等を図り、総合的なエネルギー対策の推進に努めます。

<上下水道の整備>

上水道については、広域的連携も検討して水源確保の多様化・拡充に努めるとともに、水道施設の保全・改善等を計画的に進め、水の安定供給に努めます。

下水道については、引き続き市街地における公共下水道の整備を計画的に進めます。また、公共下水道整備区域や農漁業集落排水整備区域における接続世帯の増加に努めます。下水道事業区域外の地域については家庭用合併浄化槽の設置を働きかけていきます。

<ごみ処理・リサイクル対策の推進>

ごみ処理については、分別の徹底を図ってごみの減量化、再資源化を進めます。また、ごみの最終処分場については今後も広域的連携を図って確保します。

ごみの不法投棄、不法焼却対策として監視体制の充実や市民・業者への啓発・指導を続けていきます。



第2章 施策の大綱

2. 産業活性化プロジェクト

<農業の振興>

農業基盤の整備と担い手の育成対策の充実を図り、意欲と能力のある担い手が中心となる農業構造の確立に努めます。また、関係機関との連携を図り、特産物と特産物加工品等の開発や販路の開拓・拡大、地産地消の推進等により、魅力ある農業の振興を図ります。

<水産業の振興>

漁港等の漁業基盤の整備を進めて漁船漁業の近代化と安全な操業環境の充実に努めます。また、中間育成、放流などの資源管理型漁業や海面養殖事業を推進するとともに、水産特産物の販路拡大や地産地消を推進します。

<商業・サービス業の振興>

商店街組織や商工会議所等と連携し、既存商店街の活性化を図ります。また、行橋駅東側と西側の一体的な商業地域づくりを図って広域的な商業・サービス業拠点としての再生に努め、賑わいのある街づくりを進めます。

<工業の振興と企業誘致の推進>

産業団体等と連携し、中小企業への技術支援、経営改善、共同研究などの活動に加え、広域的に活動している産学官連携事業等を今後とも積極的に支援し、国内市場だけでなく、アジアを中心とする世界的市場への進出も視野に入れた産業振興とそれに伴う雇用の確保に努めます。

また、新しい工業団地の整備や産業支援センターの設置について国・県に働きかけるとともに立地企業への支援制度の充実等を図るなど企業誘致の推進を図ります。

<観光の振興>

恵まれた広域高速交通条件等を踏まえ、京築地域や筑豊地域、北九州地域などの広域による観光情報PRや特産品販売イベントの開催等の活動づくりについては、今後一層連携体制の強化を図って充実していきます。

また、市内の特産食品等を生かしたグルメ観光や地産地消体制の充実を図るとともに、海・川・山の豊かな自然資源や歴史文化資源等を生かした市内周遊ルートの整備等に努めます。さらには、連歌や神楽等の伝統文化を全国に情報発信し、多くの人が集まり交流する賑わいのまちづくりを目指します。

3. ライフステージ支援プロジェクト

<地域福祉の推進>

住み慣れた行橋のまちで誰もが安心していきいきと暮らすことができるよう、市民をはじめ、地域の様々な関係団体・機関や事業者、市が協働して「みんなで支えあう福祉のまちづくり」を推進していきます。

<子育て支援・児童福祉の充実>

保育サービスや児童クラブ事業の充実、地域で支える子育て支援ネットワークの充実、子育てへの経済的負担軽減の支援、さらには、児童虐待防止対策の推進等を図って、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めます。

<高齢者福祉の充実>

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活できるよう、健康づくりや多様化する福祉ニーズに対応したサービスを提供するとともに、高齢者の居場所づくりや社会活動への参加、就業機会の拡大を進めます。また、介護保険サービスや介護予防の充実に努めるとともに、地域支援体制の構築を推進します。さらに、高齢者の権利擁護体制の確立を図ります。

<障がい者福祉の充実>

障がい者が地域社会の一員として自立した生活ができるよう、関係機関と連携して日常的な相談や就労活動の場の確保など、地域生活を支援する体制を整備します。また療育事業の充実に努めます。

<健康対策と医療体制の充実>

地域に根ざした各健康づくり組織の育成・支援を行い、市民の健康づくり活動への参加を促します。また、特定健診、がん検診等の受診率向上を図り健康教育・健康相談の充実から生活習慣病予防の一層の普及に努めます。

医療体制については、休日・夜間急患センター運営の充実など市民の医療ニーズに対応した地域医療体制の確立を目指します。

<保険・年金の安定と低所得者の自立支援>

国民健康保険事業の健全化に向け、予防事業の充実と併行して適正受診対策の推進、国民健康保険税の収納率向上に努めます。国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談の充実を図り、制度の周知徹底を図ります。また低所得者の生活の安定と自立の促進に向け、関係機関との連携のもと、生活保護制度の適正な運用を促進します。



4. 心とからだ育成プロジェクト

<保・幼・小・中の連携した教育の推進>

就学前教育の段階から義務教育終了までの長期的視点に立って、保・幼・小・中の連携した教育の推進に取り組むとともに、幼児や児童生徒の発達段階に応じた心のケア等に継続的に取り組みます。

<学校教育の充実>

心豊かでたくましく確かな学力のある子どもたちの育成を基本に学校教育の内容・指導の充実を図ります。また、学校・家庭・地域の連携強化を図るなど、地域に開かれた学校づくりを進めます。

いじめ・不登校問題への対応や特別支援教育の推進のため、適応指導教育や児童生徒への相談体制の充実等を図ります。

施設面では、耐震改修工事や学校給食センターの建設等を計画的に進めます。

<青少年の育成>

各校区ごと青少年育成組織を中心に地域性に応じた青少年の体験・交流活動・ボランティア活動などを実施するとともに、補導活動や環境浄化運動等を行い、青少年の健やかな成長と非行・犯罪の防止に努めます。

<生涯学習・生涯スポーツの推進>

市民一人ひとりが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、講座・教室の充実とともに生涯学習施設の充実など、だれもが学べる学習環境の整備を図り、市民の自発的な学習活動への支援に努めます。

また、それぞれの年齢、趣味、体力に応じた生涯スポーツ活動を行うことができるよう、各種スポーツ教室や大会の開催、指導者の育成・確保等に努めるとともに、既存スポーツ施設の計画的な改良及び管理運営体制の充実を図ります。

<地域文化の振興と文化財の保護・継承>

御所ヶ谷史跡自然公園の整備を進めるとともに、本市の貴重な文化財の調査・保護や文化財保護の市民ボランティア活動への支援、さらには歴史資料の公開と情報発信の充実を図ります。

また、神楽や連歌など地域に根ざした文化の継承・普及を進め、魅力あるまちづくりに生かします。さらに個性あふれる文化の創造に向け、文化団体や校区文化祭等への支援をはじめ、指導者の育成・確保など市民主体の芸術・文化活動を一層促進していくとともに、活動の拠点施設となる「コスメイト行橋」をはじめ、文化施設の計画的な改良整備に努めます。

<多文化共生・国際交流の推進>

国際化の一層の進展に対応した人づくり、地域づくりを進めるため、市民参加型の国際交流組織への支援を通じて市民主体の国際交流活動の活性化を図ります。また、市内や近隣に居住する外国人のための生活相談窓口の設置や市内案内板の外国語併記など多文化共生社会づくりに努めます。

<人権・男女共同参画対策の推進>

すべての人があたしの人の権を尊重し、ともに生きる社会を築くため、人権教育・啓発活動を推進します。また、男女共同参画社会の実現に向けて、市や地域における政策・方針決定過程などへの女性の参画機会の拡大に努めます。

5. 地域コミュニティプロジェクト

<地域コミュニティ活動の充実>

校区を単位とするコミュニティ活動の活性化を促す支援制度等の充実を図るとともに、地域活動拠点の再構築に取り組み、市民参加のまちづくりを担う新たなコミュニティ体制づくりに努めます。

<ボランティア活動・市民活動の充実>

市民主体のまちづくりの基盤となるボランティア活動・市民活動等の充実活性化を図るために、市民への啓発・広報活動の充実や市民活動への支援制度の整備等を図ります。

<防災対策、防犯・交通安全対策の充実>

地域防災計画を適宜見直しながら防災対策の充実を図るとともに、水害、土砂災害対策や防火予防対策、地域防災体制の充実、防災行政無線の整備等を進めて災害に強いまちづくりに努めます。また、消防・救急体制の充実や地域防犯対策、交通安全対策、消費者対策等の充実に努め、安全・安心な地域社会づくりを推進します。



第2章 施策の大綱

6. 行政経営プロジェクト

<情報公開と情報発信の充実>

公正で開かれた信頼できる行政の構築のため市民への情報公開及び個人情報保護制度の周知を図るとともに、市報や市ホームページの一層の充実等を図って、行政情報とまちづくり意識の共有化に努めます。

<市民参加の推進>

市民と行政による新たなパートナーシップ制度の構築のため、市民参加及び協働のまちづくり推進に関する総合的な指針の確立を図り、まちづくりへの市民参画向上に積極的に取り組みます。

<広域行政の推進>

京築地域内の各自治体との交流及び連携強化を今後とも推進していくとともに、引き続き市町村合併に向けた調査研究を進めます。また、九州北東部の各自治体や筑豊地域各自治体とも連携強化を構築し、より広範囲な提携活動・事業の展開に努めます。

<健全な財政運営と効率的な行政運営>

市民の行政ニーズの多様化に的確に対応できるよう組織機構改革の絶えざる推進や職員の人材育成等に努めます。また、選択と集中による行財政の健全化や地方税財源の充実強化等に取り組み、効率的な自治体経営の確立を図ります。

1. 人口と世帯

行橋市の人団は、国勢調査によると平成12年の69,737人から平成22年には70,468人へとの10年間で731人の増加となっています。この間、年平均伸び率は0.1%程度で微増傾向で推移していますが、年齢階層別人口では、年少人口と生産年齢人口の一貫した減少、及び老人人口の一貫した増加が続いている。このような動向を踏まえて、過去の国勢調査人口をベースに5歳階級別人口の移動分析(コー・ホート法)と住民基本台帳人口をベースとした最小二乗法による傾向線のあてはめ(トレンド法)の2つの方法を使って将来人口を予測すると、今後人口は減少に転じ、平成28年には69,500人程度の人口となって7万人を割り、さらに平成33年度には67,800人程度の人口になると推計されました。

しかし、東九州自動車道行橋インターチェンジ(仮称)と行橋PAスマートインターチェンジ(仮称)の2つのインターチェンジの開設等による本市の広域的拠点性の高まり等を生かした今後の施策努力を勘案し、計画目標年度の平成33年度における行橋市の総人口を、

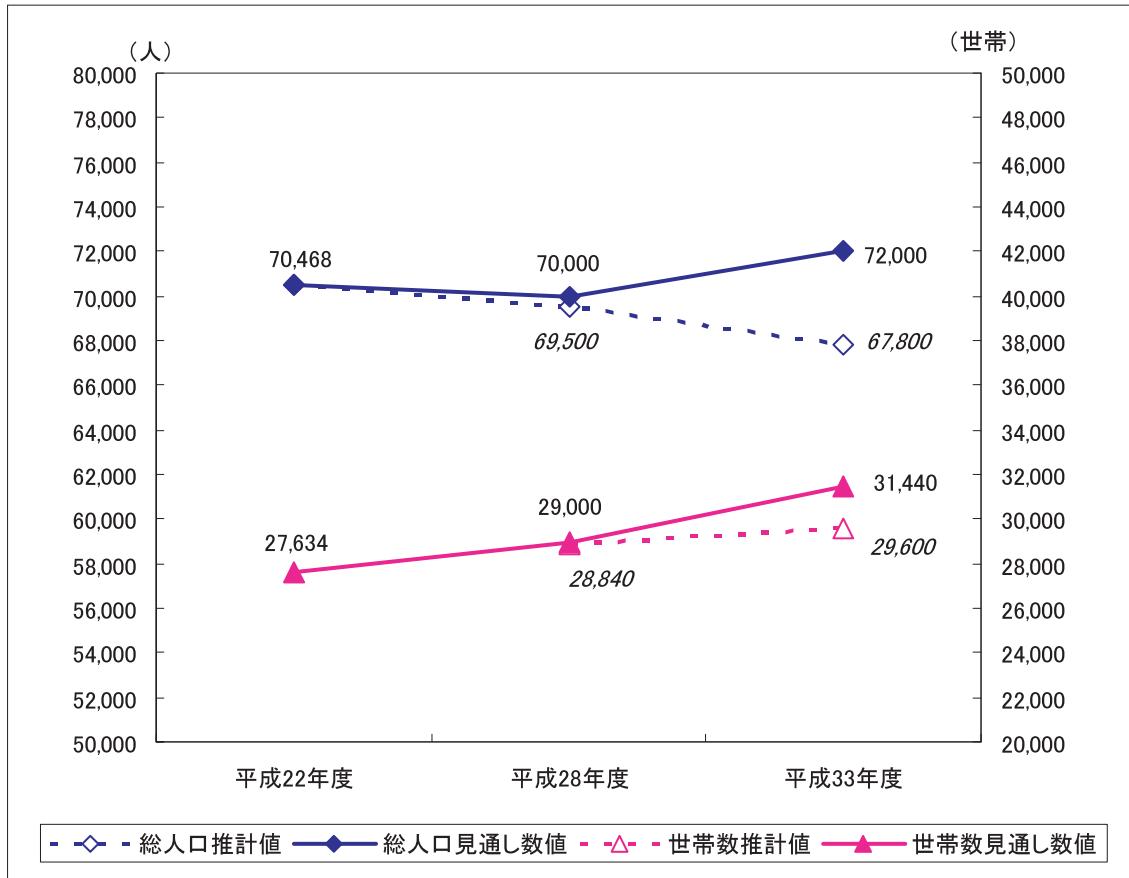
72,000人

と見込みます。また、中間目標年の平成28年度における総人口を70,000人と見込みます。

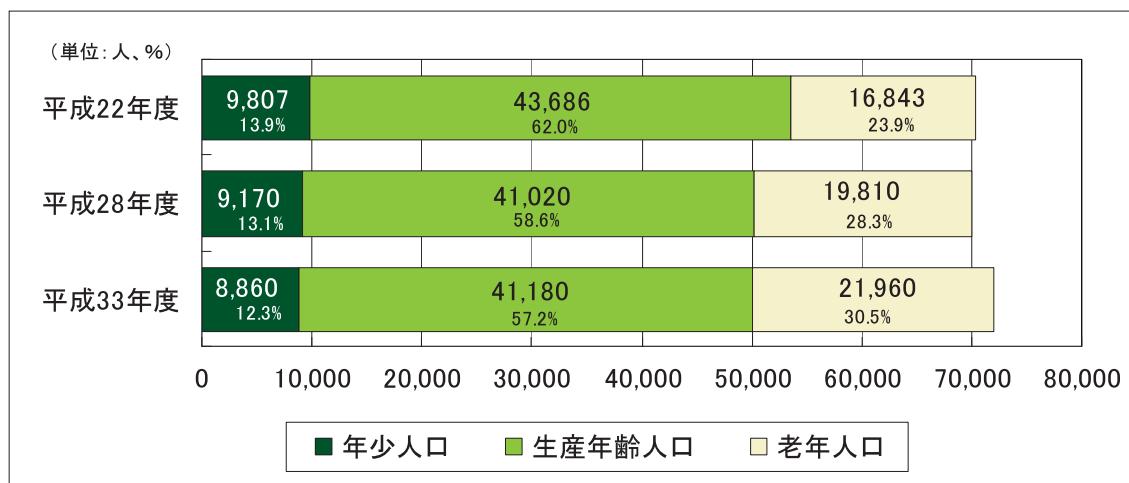
上記のとおり計画目標年の平成33年度における総人口を72,000人と見込むと、平成33年度における年齢別階層人口は、年少人口が8,860人(構成比12.3%)、生産年齢人口が41,180人(同57.2%)、老人人口が21,960人(同30.5%)になると見通されます。年少人口の減少と老人人口の増加の傾向は今後とも続きますが、生産年齢人口については減少幅がゆるやかになると見通されます。

また、この時、世帯数は31,440世帯となり、今後とも一貫して増加傾向で推移すると見通されますが、一世帯あたり人数は逆に減少を続け、平成33年度には2.29人まで減少すると見通されます。

<人口及び世帯数の見通し>



<人口構成の見通し>



注)平成22年は実績値。目標値は、各種手法による予測をもとに設定したものであり、10人及び10世帯単位としている。